

独立行政法人国立公文書館の業務の実績等に関する評価基準

平成 27 年 6 月 15 日 内閣総理大臣決定
令和 3 年 5 月 19 日 一部改正

内閣総理大臣は、本評価基準に基づき、独立行政法人国立公文書館（以下「法人」という。）について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 11 第 1 項及び第 2 項に規定する評価を実施するものとする。

I. 評価の目的・趣旨・基本方針

評価は、通則法第 35 条の 11 第 1 項に定める各事業年度の終了後に実施する業務の実績の評価（年度評価）と、同条第 2 項に定める内閣府令で定める期間（内閣府令期間）の最後の事業年度の終了後に実施する当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況に関する評価（効率化評価）により行う。

年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善等に資することを目的に、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意しつつ、各事業年度における業務の実績について、法人による自己評価の結果を踏まえ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行う。

また、目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事については、当該評価項目だけでなく法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況にも留意するとともに、予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。

効率化評価は、内閣府令期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、次年度以降の業務運営の効率化の取組に活用することを目的に、法人による自己評価の結果を踏まえ、法人による業務運営の効率化に関する取組状況を調査・分析し、当該期間の達成状況等の全体について総合的な評定を行う。

評価は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総

務大臣決定。平成 31 年 3 月 12 日改定)に基づき、原則、年度目標を定めた項目を評価単位として評価を行う「項目別評定」と、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、法人全体を評価する「総合評定」により行う。

II. 自己評価結果の活用等

- (1) 通則法第 35 条の 11 第 3 項及び第 4 項に基づき法人が作成する自己評価書は、国民に対する説明責任の履行及び自律的な業務運営の改善への活用を目的とするとともに、内閣総理大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、年度評価及び効率化評価において、客観性を考慮しつつ、自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。
- (3) 法人は、内閣総理大臣の評価の円滑化に資するよう、自己評価書の作成に当たって、本評価基準の I 及び III を踏まえ、年度目標、事業計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行うとともに、法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述するよう努める。

III. 評価の方法等

1. 評価の手順及び手法

評価の手順及び手法は、原則、以下のとおりとする。

- ① 法人に対し評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
- ② 評価に当たって法人の長からのヒアリングを実施するほか、監事からも意見を聴取するなど役員等から必要な情報を収集し、法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
- ③ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- ④ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
- ⑤ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績 1 単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとめりとごとの財務情報等を活用する。
- ⑥ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
- ⑦ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による

趨勢分析等の財務分析を行う。

- ⑧ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。

2. 評価の視点

- (1) 「目標策定の際に考慮すべき視点」(総務省行政管理局長通知(平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 254 号))等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じ、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

その際、次のような目標については、その内容に応じた適切な方法による評価を行う。

- ① 法人がその強みをいかして国及び地方公共団体の公文書等関係機関、教育研究機関等(以下「関係機関・団体」という。)を支援する役割を積極的に担うことや当該法人単独での事務・事業の実施に限ることなく、関係機関・団体との役割分担を明確にしつつ、専門人材の交流を含めて、それらとの協働体制を確立・強化することに関する目標については、具体的な取組内容が支援や協働体制の確立・強化の実施を求めた趣旨に沿ったものであるかどうかとの観点からも適切に評価を行う。
- ② 法人やその業務の特性等に応じた人材確保・育成に関する目標については、人材確保・育成方針を策定しているかどうか、また、当該方針の内容やそれに基づく具体的な取組は、専門性、ノウハウ、技術、知見等といった当該法人の強みの維持・向上に資するものとなっているかどうかとの観点から適切に評価を行う。
- ③ 法人の長のトップマネジメントについての取組を促す目標については、具体的取組内容に応じて適切に評価を行う。

- (2) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)において、各法人が P D C A サイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、内閣総理大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとされており、同決定を踏まえた目標の取組状況についても合理的な調達の観点から適正に評価を行う。

IV. 項目別評定及び総合評定の方法等

1. 年度評価

(1) 項目別評定

① 評定区分

- ・ 項目別評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとし、「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。また、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上、又は定量的指標の対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

- ・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善

に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

② 項目別評定の留意事項

- ・ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げるについて考慮する。

その際、上記①に基づく「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記①に基づく「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記①に基づく「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、内閣総理大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められた場合については、評定を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

- ・ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げるについて考慮する。

その際、上記①に基づく「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記①に基づく「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記①に基づく「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、内閣総理大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められた場合については、評定を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記の考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対年度目標値が100%以上120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記①における、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

- ・ 「C」又は「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述し、問題点が明らかとなった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

（2）総合評定

- ・ 総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。
- ・ 総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別の評価を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

- ア 項目別評定の総括
- イ 全体評定に影響を与える事象
- ウ その他特記事項

ii 評語による評定

評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

- ・ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。また、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成してい

ると認められている。

C：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 留意事項

- ・ 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

2. 効率化評価

(1) 項目別評定

① 評定区分

- ・ 項目別評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとし、「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。また、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。
- S：法人の業績向上努力により、内閣府令期間における効率化計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対内閣府令期間計画値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対内閣府令期間計画値が100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：法人の業績向上努力により、内閣府令期間における効率化計画を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対内閣府令期間計画値が120%以上、又は定量的指標の対内閣府令期間計画値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B：内閣府令期間における効率化計画を達成していると認められる（定量的指標においては対内閣府令期間計画値の100%以上）。
- C：内閣府令期間における効率化計画を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対内閣府令期間計画値の80%以上100%未

満)。

- D：内閣府令期間における効率化計画を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対内閣府令期間計画値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

② 項目別評定の留意事項

- ・ 目標で設定された困難易度の高い項目に限り、評定を引き上げることについて考慮する。

その際、上記①に基づく「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記①に基づく「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記①に基づく「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、内閣総理大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められた場合については、評定を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

- ・ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評定を一段階引き上げることについて考慮する。

その際、上記①に基づく「A」となるものについては、質的に顕著な成果が得られていると認められる場合に限り、「S」とすることについて考慮する。また、上記①に基づく「C」となるものについては、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「B」とすることについて考慮する。さらに、上記①に基づく「D」となるものについては、「D」となる場合のうち、内閣総理大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められた場合については、評定を一段階引き上げることを認めないこととし、それ以外の場合については、具体的な業績改善の取組が実施されている場合に限り、「C」とすることについて考慮する。

評定を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記の考慮の対象とはしない。また、定量的指標の対内閣府令期間計画値が100%以上120%未満である場合（これに相当する達成水準である場合を含む。）であって、評価の時点において当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合には、上記①における、困難度が高いと設定されていなかった場合の評定である「B」とする。

- ・ 「C」又は「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述し、問題点が明らかとなった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

（2）総合評定

- ・ 総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、法人全体の業務実績に対し評語を付して行う。
- ・ 総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

- ア 項目別評定の総括
- イ 全体評定に影響を与える事象
- ウ その他特記事項

ii 評語による評定

評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

- ・ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとし、評語による評定を行う際には、各項目の重要度を考慮する。また、各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

- S : 法人の業績向上努力により、全体として内閣府令期間における効率化計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の業績向上努力により、全体として内閣府令期間における効率化計画を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体として内閣府令期間における効率化計画を達成していると認められる。
- C : 全体として内閣府令期間における効率化計画を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として内閣府令期間における効率化計画を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

iii 留意事項

評定のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 次期内閣府令期間に関してとるべき方策
- ・ 次期以降の予算要求について検討すべき事項

V. 評価書の作成

- ・ 評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとし、以下の事項を記載するものとする。
 - ① 評価の概要
 - ② 総合評定
 - ③ 項目別評定の総括表
 - ④ 項目別評定

VI. 評価結果の通知及び公表

- ・ 評価結果は、通則法第 35 条の 11 第 6 項に基づき、法人及び独立行政法人評価制度委員会に遅滞なく通知するとともに、公表するものとする。

VII. 評価基準の見直し

- ・ 本評価基準は、評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

VIII. その他

- ・ 本評価基準に記載のない事項については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。平成 31 年 3 月 12 日改定）を

参照し、評価等を行う。

- ・ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）附則第 11 条第 4 項において読み替えて準用する通則法第 35 条の 11 第 2 項に規定する評価は、別に定める評価基準により実施する。